

平成 21 年度
「新エネルギーベンチャー技術革新事業」公募要領

公募受付締切日
平成 21 年 6 月 8 日（月）

【ご注意】府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への事前登録について

本事業への申請には、あらかじめ「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」へ所属研究機関及び研究代表者の登録を行っていただくとともに、申請内容の基本情報（応募基本情報）を申請することが必要です。

申請者は申請時までにe-Radへ「所属研究機関」及び「研究代表者」を登録しておき、申請に際しNEDO技術開発機構に申請書類をご提出いただくとともに、申請内容の基本情報（応募基本情報）をe-Radへ申請する必要があります。

所属研究機関の登録手続きには、2週間以上かかる場合がありますので、十分余裕をもって実施してください。

複数機関で申請する場合は、申請者及び全ての連名申請者について、機関毎にe-Radへ申請してください。

詳細は e-Rad ポータルサイトを参照して下さい。また不明な箇所は、e-Rad ヘルプデスクにお問い合わせください。

◆e-Radポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

◆e-Rad利用可能時間帯：6:00～26:00〔(月)～(金)〕、18:00～26:00(日)
(土曜日は運用停止。祝祭日は、上記のとおり利用可能)

◆e-Rad ヘルプデスク: Tel:0120-066-877
(9:30～17:30 ただし土、日、祝を除く)

<重要>

e-Rad による申請手続きを行わないと、本事業への申請が出来ませんので、ご注意ください。

平成 21 年 4 月
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
研究開発推進部

【ご案内】中小企業技術革新制度(SBIR)による支援措置について

本事業は、中小企業技術革新制度（ＳＢＩＲ）の「特定補助金等」として指定されています。

本事業の委託先のうち、中小企業に該当される法人には、その成果を利用した事業活動を行う場合に、各種支援措置を受けることができます。

ＳＢＩＲとは、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づき、中小企業の新技術を利用した事業活動を支援するため、国の関係省庁が連携して、中小企業による研究開発とその成果の事業化を一貫して支援する制度です。

＜支援措置の概要＞

- 1) 特許費用がお安くなります～特許料等の減免措置～
- 2) 信用保証が厚くなります～中小企業信用保険法の特例～
- 3) 特別貸付を受けることができます～株式会社日本政策金融公庫※の特別貸付制度～
- 4) 投資による資金を期待できます～中小企業投資育成株式会社法の特例～
- 5) 設備資金の貸付が増えます～小規模企業者等設備導入資金助成法の特例～

※中小企業金融公庫は、平成２０年１０月１日に、株式会社日本政策金融公庫に移行しました。

詳しくは、以下をご参照ください。

[中小企業庁ホームページ \(http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/index.html\)](http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/index.html)

目次

【1. 事業の概要】	1
(1) 背景.....	1
(2) 目的.....	1
(3) 本事業の特徴	2
(4) 本事業の内容（委託期間、委託費、委託内容等）	3
(5) 実施体制.....	4
(6) 採択予定件数	4
【2. 応募の要件】	4
(1) 申請の要件.....	4
(2) 申請者の要件	4
(3) 申請に関する注意	5
【3. 応募にあたっての留意事項】	6
(1) 重複応募の排除.....	6
(2) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応	7
(3) 研究活動の不正行為への対応.....	8
(4) NEDO技術開発機構における研究不正等の告発受付窓口	9
【4. 提出期限及び提出先】	10
【5. 応募方法】	10
(1) 府省共通研究開発管理システムによる申請	10
(2) 提出書類の作成にあたって.....	12
(3) 提出書類の受理及び提出書類に不備があった場合	13
【6. 秘密の保持】	13
(1) 提出物の管理	13
(2) 応募情報の公表.....	13
(3) 個人情報について	13
【7. 委託先の選定について】	14
(1) 審査方法.....	14
(2) 審査基準.....	14
(3) 委託先の決定及び通知	14
(4) スケジュール	15
(5) その他の留意事項	15
【8. 問い合わせ先】	15

平成21年度「新エネルギーベンチャー技術革新事業」に関する公募要領

平成21年4月27日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO技術開発機構」という。）は、次の通り「新エネルギーベンチャー技術革新事業」（以下「本事業」という。）を実施致します。

本事業は、米国のSBIR（Small Business Innovation Research）をモデルに、再生可能エネルギー分野等の技術シーズを元にした技術開発について、公募により実施するものです。本事業では、申請テーマに関して、技術の新しさ、商業化の面での有望さ等の観点から選抜・育成し、技術開発段階から事業化段階までの一貫した支援を行う事業として、平成19年度から開始しました。

具体的には、NEDO技術開発機構が、技術開発の事業化までのステップによって、フェーズⅠ（フィージビリティ・スタディ）及びフェーズⅡ（技術開発）を委託するものです。フェーズⅠからフェーズⅡの過程では、競争選抜（以下「ステージゲート審査」という。）を行い、有望テーマの選択と集中を図り、ベンチャービジネスやベンチャー企業等を支援する仕組みを導入します。

平成21年度は、フェーズⅠへの参加を希望する企業等の法人を広く募集します。参加を希望する企業等の法人は、以下の要領にしたがって提出書類を作成してください。

【1. 事業の概要】

（1）背景

我が国は、例えば太陽光発電の導入量が1997年には世界一となるなど、一定の実績をあげてきました。しかし、全般的には、エネルギー変換効率や設備利用率が上がらないなど、競合するエネルギーと比較して経済性の面での制約から普及が十分でなく、事業化に向け未だ多くの課題が残されています。このため、太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギー及び燃料電池等、特に導入を促進すべきエネルギー分野に、重点的に支援を行うことが重要です。効率性を飛躍的に高め、エネルギー源の多様化を実現する「革新的なエネルギー高度利用技術」の開発と利用を強化することが必要です。

なかでも、新エネルギーにおけるベンチャービジネスの参入促進や周辺関連産業の育成などによって、石油代替エネルギーの産業構造に厚みを増し、新エネルギー産業全体としての経済性の向上を図ることが重要です。

（2）目的

本事業は、新・国家エネルギー戦略（平成18年5月）における新エネルギーイノベーション計画「新エネルギー・ベンチャービジネスに対する支援の拡大」や、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会中間報告書（平成18年11月）における「ベンチャー企業による多様な技術革新の活性化」に基づき実施するものです。

具体的には、中小・ベンチャー企業等が保有している潜在的技術シーズを活用した技術開発の推進を支援するとともに、新事業の創成と拡大等を目指した事業化を支援することを目的とします。そのため、新エネルギー等の分野における技術の選択肢を拡大するとともに、ベンチャー企業の革新的な技術に対し、市場からベンチャーキャピタル等の資金を呼び込む仕組みを組み見込むことにより、新エネルギー等の自立的な発展を加速化します。

これまで、NEDO技術開発機構においては、上記技術分野に関する研究開発プロジェクトを推進し、技術的に注目すべき数多くの成果を得ています。しかし、今後の新エネルギー等の導入普及には、周辺技術、関連技術等の未だボトルネックとなっている技術課題が残されており、経済性の面での制約も課題となっています。

このため、本事業では、〔1〕太陽光発電、〔2〕バイオマス、〔3〕燃料電池・蓄電池、〔4〕風力発電その他未利用エネルギー、の特に導入を促進すべきエネルギー分野に着目し、将来を見据えた技術開発を進め、技術の選択肢の多様化と技術革新の活性化を図るものです。

（３）本事業の特徴

本事業では、技術開発段階から事業化段階までの一貫した支援を行います。以下にその具体的な内容を示します。

【特徴１】潜在的技術シーズを活用した技術開発を事業化に結びつけます。

- 1) 広い間口による潜在的技術シーズの発掘：社会のニーズに即した技術課題、かつ、ベンチャー企業等の保有する技術シーズを活用することで解決が期待できる技術課題をNEDO技術開発機構が提示します。ただし、技術の選択肢を絞り込まず、トピックスとしての技術課題、技術テーマ例を示すことで、申請の間口を広くします（技術課題等は、【平成21年度参照資料：技術課題】をご確認ください）。
- 2) ステージゲート審査の採用：技術開発から事業化までのステップによって設ける2つのフェーズにおけるフェーズⅠからフェーズⅡの過程で競争選抜を行い、有望テーマへの選択と集中を図り、ベンチャービジネスやベンチャー企業等を支援する仕組みを導入します。

【特徴２】技術開発から事業化に結びつけるための様々な周辺支援を、委託期間中に行います。

- 1) ハンズオン支援：NEDO技術開発機構が、委託先が抱える様々な課題解決のため、技術・知的財産・経営等を専門とする外部専門家等と連携し、事業化支援を行います。
- 2) 事業化戦略策定支援：NEDO技術開発機構が、ビジネスプランの作成、ベンチャーキャピタル等からの資金運用などに関するセミナーを開催し、効果的な事業戦略の策定を支援します。

【特徴３】技術開発成果を基にした事業化に向けて、委託期間終了後のフォローアップを行います。

- 1) 経営支援・資金獲得等の機会支援：ベンチャーキャピタル等から経営面・資金面等での支援を得るためのマッチングの場を設定します。
- 2) 次なるステップ等の助言：本事業で得られた技術開発成果の事業化に向けた検討にあたって、NEDO技術開発機構内外の公募事業への展開等についてアドバイス等を行います。
- 3) 広報宣伝活動支援：成果報告会や展示会等のイベントを活用し、新たなビジネスパートナーや販路開拓のための場を設定します。
- 4) 中小企業技術革新制度（SBIR）による支援措置：委託先のうち、中小企業に該当される法人には、本事業の成果を利用した事業活動を行う際に様々な支援措置をご利用いただけます。

（４）本事業の内容（委託期間、委託費、委託内容等）

本事業は、技術開発から事業化までのステップによって、２つのフェーズ（フェーズⅠ、フェーズⅡ）を設けます。平成２１年度公募では、フェーズⅠへの申請のみ募集します。

＜フェーズⅠ＞：フィージビリティ・スタディ

- 委託期間：１年以内
- 委託費：１千万円以内／年（委託：NEDO技術開発機構負担率１００％）
- 委託内容：

技術シーズを保有している企業等が、事業化に向けてNEDO技術開発機構が設定した技術課題解決のための道筋を明らかにするために必要となるフィージビリティ・スタディ（F S）を実施するとともに、ビジネスプランの作成等を行うものです。

※フィージビリティ・スタディとは

新製品や新事業に関する実行可能性や実現可能性を、検証する作業のことです。具体的には、科学的・技術的メリットの具体化と、技術開発の実施、技術動向調査、市場調査、ビジネスプランの作成等を行って、事業の実現可能性の見通しをつけることです。

＜フェーズⅡ＞：技術開発

- 委託期間：２年間程度
- 委託費：５千万円以内／年（委託：NEDO技術開発機構負担率１００％）
- 委託内容：

フェーズⅠで明らかにした事業の実現可能性が高い評価を得たものに絞り込み、引き続き、プロトタイプ製作等、事業化に向けて必要となる技術開発を実施するものです。

※ステージゲート審査について

ステージゲート審査は、外部有識者により行います。

１）フェーズⅠからフェーズⅡ（１年目）への継続可否について評価します。

フェーズⅠ終了前に実施し、フェーズⅠで得られた結果（技術開発成果、ビジネスプラン、フェーズⅡ（１年目）での計画等）をもとにフェーズⅡ（１年目）への継続可否を判断します。

２）フェーズⅡ（１年目）からフェーズⅡ（２年目）への継続可否について評価します。

フェーズⅡ（１年目）終了前に実施し、フェーズⅡで得られた結果（技術開発成果、ビジネスプラン、フェーズⅡ（２年目）での計画等）をもとにフェーズⅡ（２年目）への継続可否を判断します。

（５）実施体制

本事業は、NEDO技術開発機構が選定する企業、大学等の法人（以下「委託先」という。）が、NEDO技術開発機構と委託研究契約等を締結して実施します。

複数機関で申請する場合は、代表となる機関を申請者とし、申請者以外の機関を連名申請者とします。申請者及び全ての連名申請者は【２．応募の要件】を満たすことが必要になります。また、申請時には、複数機関の役割分担を明確にさせていただく必要があります。なお、採択決定後の契約は、原則として複数機関が連盟で契約して業務を実施する形（連名契約）となります。

（６）採択予定件数

平成２１年度における本事業の採択予定件数は、フェーズⅠ １５件程度を予定しています。ただし、採択にあたり、実施内容の見直しをお願いする場合があります。また、予算については、採択決定後、事業規模の範囲内で、NEDO技術開発機構と申請者の間で協議の上決定します。

【２．応募の要件】

（１）申請の要件

本事業では、〔１〕太陽光発電、〔２〕バイオマス、〔３〕燃料電池・蓄電池、〔４〕風力発電その他未利用エネルギーの技術分野において、今後の新エネルギー等の導入普及にボトルネックになっている周辺技術、関連技術等に関する技術開発テーマを採択し、実施します。

申請テーマが本事業の趣旨に該当するか否か、【平成２１年度参照資料：技術課題】の技術分野、技術課題及び技術テーマ例一覧をご参照ください。

本事業は、フェーズⅡに進むことを前提としたものです。したがって、フェーズⅠにご応募頂き、委託先となった場合には、フェーズⅡへの継続可否の評価（ステージゲート審査）を必ず受けていただきます。

具体的な申請の要件は以下の通りです。

- １） 本事業の対象としている技術分野において、新事業の創成と拡大、新規企業の立ち上げ等を目指して技術開発を行う申請内容であること。
- ２） フェーズⅠ事業期間終了後に、事業化が可能なビジネスプランを立てられること。
- ３） フェーズⅡ事業期間終了後に、事業化の具体的な計画を立てられること。

（２）申請者の要件

本事業では、以下の要件を満たす法人等に応募資格があります。複数機関で申請する場合は、代表となる機関を申請者とし、申請者以外の機関を連名申請者とします。申請者は、１）～９）の要件を満たすことが必要です。また、全ての連名申請者は、１）及び５）～９）を満たすことが必要です。

- １） 企業（ベンチャー・中小・大企業）、大学等法人格を有する機関であること。
- ２） 将来的に、ベンチャーキャピタル（※１）等からの外部資金の調達も含め、事業拡大を狙い、ベンチャーキャピタル等からの資金提供を受ける機会（マッチング）への参加が可能であること。

- 3) 上場企業の場合、カーブアウト（※2）等による起業を行い、事業拡大を狙うこと。
- 4) 大学等（※3）の場合、起業を行い、事業拡大を狙うこと。
- 5) 関連分野の開発等に関する実績を有し、かつ、技術開発目標の達成及び技術開発の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- 6) 申請テーマの実施に必要な設備等の開発環境が整備されていること。
- 7) 委託事業に係る経理その他事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 8) 委託業務管理上NEDO技術開発機構の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有すること。
- 9) 日本に登録されている企業等であって、日本国内に技術開発拠点を有していること。ただし、国外企業の特別の技術開発能力、技術開発施設等の活用あるいは国際標準獲得の観点からの国外企業との連携が必要な場合はこの限りではありません。

（※1）「ベンチャーキャピタル」とは

投資家から募集した資金の運用先を「未上場企業」に限定し、「上場」（株式公開）することによるキャピタルゲイン（上場益）を主とした運用益を収益源とする形態の企業で、自己資金を未上場企業に投資するケースと投資事業組合（ファンド）を設立し、ベンチャーキャピタルがそのファンドマネージャーとして、未上場企業に投資するケースとがあります。

（※2）「カーブアウト」とは

「切り出す、分割する」という意味を持っており、文字通り、企業の中から事業を切り出すことを目的としています。大企業の中で埋もれた技術や人材を社外の別組織として独立させ、株式公開を目指すわけです。一方、スピノフは、子会社や事業部を親会社から分離することを指します。これにより、親会社は事業の選択と集中が進み、経営効率の向上を図ります。このようにスピノフとカーブアウトは形態が非常に似ているのですが、親会社の主たる目的が異なります。

（※3）「大学等」とは

- ① 大学（学校教育法[昭和22年法律第26号]第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法[平成15年法律第112号]第2条第4項に規定する大学共同利用機関）
- ② 国又は公設の試験研究機関
- ③ 独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの

（3）申請に関する注意

- 1) 同一申請者が複数のテーマで申請をすることは可能です。
- 2) 複数機関で申請する場合は、採択決定後の契約は、原則として複数機関が連名で契約して業務を実施する形（連名契約）となります。
- 3) 事業の全部を一括して第三者に再委託することはできません。また、特に再委託が必要となる合理的理由が認められない場合には、再委託を行うことはできません。再委託を行う合理的理由、必要性が特に高い場合には、（i）再委託を行う合理的理由（連名による場合に比して特に効率性が高い理由を含むこと。）、（ii）再委託先の名称及び住所等、（iii）

再委託を行う業務範囲、(iv) 再委託の必要性、(v) 再委託予定金額等をご記載いただき、それらに関し審査し適当と認められる場合にのみ承認を行うことといたします。なお、委託業務の一部を再委託することが承認された場合には、再委託した業務に伴う再委託先の行為については、委託先がNEDO技術開発機構に対して全ての責任を負うものとします。具体的には、以下のような対応等が必要となります。

- ・ NEDO技術開発機構と委託先との間で締結する契約を遵守するために必要な事項等について再委託先と契約を締結すること。
- ・ NEDO技術開発機構が委託先に対して行う検査と同等の内容の検査を実施すること。
- ・ 検査に当っては、原則2名以上の検査員をおくこと。
- ・ 検査員は、NEDO技術開発機構が実施する「再委託先等への検査研修」に少なくとも一度は参加し、検査に対する理解を深めること。

【3. 応募にあたっての留意事項】

（1）重複応募の排除

申請者に「不合理な重複」(※4)、「過度の集中」(※5)が発生している場合は、本事業の対象とせず、採択は行いません。

なお、申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、契約締結後であっても契約を取り消し、委託費の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

（※4）「不合理な重複」とは

同一の申請者（研究者）による同一の研究開発課題（委託費又は助成金（以下、「研究費」という。）が配分される研究開発の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の研究費が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究開発課題について、複数の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の研究費と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて申請があった場合
- ・ 複数の研究開発課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これらに準ずる場合

（※5）「過度の集中」とは

一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究開発課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

(2) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。（※6））及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO技術開発機構策定。以下「補助金停止等機構達」という。（※7））に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※6) 「不正使用等指針」について

経済産業省ホームページをご参照ください。

<http://www.meti.go.jp/press/20081203006/20081203006.html>

(※7) 「補助金停止等機構達」について

NEDO技術開発機構ホームページをご参照ください。

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

1) 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 「不正な使用」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降2～5年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大6年間の補助金交付等の停止の措置を行います。）
- ③ 「不正な受給」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降5年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大6年間の補助金交付等の停止の措置を行います。）
- ④ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDO技術開発機構に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- ⑤ 他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも①～③の措置を講じることがあります。

2) 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

- ① 本事業の(補助/契約)に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。
- ② 体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。
- ③ また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(3) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。(*8))及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO技術開発機構策定。以下「研究不正機構達」という。(*9))に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※8) 「研究不正指針」について

経済産業省ホームページをご参照ください

<http://www.meti.go.jp/press/20071226002/20071226002.html>

(※9) 「研究不正機構達」について

NEDO技術開発機構ホームページをご参照ください

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

1) 本事業において不正行為があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
- ③ 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)

④府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記③により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDO技術開発機構に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

⑤NEDO技術開発機構は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

2) 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

(4) NEDO技術開発機構における研究不正等の告発受付窓口

NEDO技術開発機構における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

電話番号 : 044-520-5131

FAX番号 : 044-520-5133

電子メール : helpdesk-2@nedo.go.jp

ホームページ : <http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

(電話による受付時間は、平日 : 9時30分～12時00分、13時00分～18時00分です。)

【４．提出期限及び提出先】

本公募要領に従い提出書類を作成し、応募期間内（平成２１年４月２７日（月）～平成２１年６月８日（月）１７：００迄）に郵送（宅配便等も含む）又は持参にてご提出ください。提出書類は日本語で記載してください。

なお、FAX及び電子メールによる提出は受け付けられません。また、提出書類は返却いたしません。

- ・提出期限：平成２１年６月８日（月）１７：００必着（郵送・宅配便等含む）
- ・送付先：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
研究開発推進部 技術革新・基盤技術 G
担当 市川（いちかわ）、薄井（うすい）
〒２１２－８５５４
神奈川県川崎市幸区大宮町１３１０番
ミューザ川崎セントラルタワー ２０階

※ 郵送の場合は、封筒に新エネルギーベンチャー技術革新事業に係る提出書類在中と朱書きの上、郵送（提出）してください。また、「申請書類受理票」の返送用に、連絡責任者宛先を明記し、８０円切手を貼付した返送用封筒を同封してください。

※ 持参の場合は１６階総合案内にて受付を行い、案内に従ってください。なお、受付は平日の１０：００～１７：００とさせていただきます。

【５．応募方法】

（１）府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による申請

本事業への申請は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）（※１０）への申請と、NEDO 技術開発機構への申請書類の提出の両方の手続きが必要となります。

以下、それぞれの方法についての注意事項をよく御覧の上、申請してください。

（※１０）府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。「e-Rad」に関しては、下記のURLを参照してください。システムの操作方法に関する問合せは、下記のヘルプデスクにて受け付けます。

- e-Rad ポータルサイト <http://www.e-Rad.go.jp/>
- e-Rad 利用可能時間帯 ６：００～２６：００（月～金）、１８：００～２６：００（日）（土曜日は運用停止、祝祭日は上記のとおり利用可能）
- e-Rad ヘルプデスク
対象者：研究機関の事務担当者、研究機関に所属しない研究者
※研究機関に所属する研究者は、研究機関経由でお問い合わせください。
電話番号： 0120-066-877（フリーダイヤル）
受付時間：午前9:30～午後5:30 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

【手続きの概略】

以下、1)～5)の手続きのうち、1)～3)の手続きは、すでに所属研究機関及び研究代表者のIDを取得されている場合は不要です(4)及び5)の手続きは必要です)。

1) 所属研究機関の登録

申請にあたっては、応募時までにe-Radに研究者が登録されていることが必要になります。研究者の所属機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はe-Radポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を(事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて)行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

※ [\[システム利用にあたっての事前準備のページ\]](#) をご覧ください。

2) 電子証明書のインポート

e-Radのシステム運用担当から登録申請をされた所属研究機関通知書(事務代表者のシステムログインID、初期パスワード)、電子証明書が届きます。作業用PCに電子証明書をインポートし、通知書に記載されたログインID、初期パスワードを入力してログインします。

3) 研究者情報等の登録

e-Rad上で、部局情報、事務分担者(設ける場合)、研究代表者(本申請において業務管理者)を登録し、事務分担者用及び研究者代表者用のID、パスワードを取得します。

4) 応募基本情報の入力と申請書の提出

e-Radポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募基本情報を入力します。さらに、登録した応募基本情報をダウンロードし、全ページ印刷してください。(応募基本情報の印刷物はNEDO技術開発機構への提出書類として必要となります。)

5) 提出ボタンを押し、申請してください。

【注意事項】

- 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっている必要があります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、e-Radのヘルプデスクまで連絡してください。
- 申請書の受理状況は、「受付状況一覧画面」から確認することができます。
- 複数機関で申請する場合は、申請者及び全ての連名申請者について、機関毎にe-Radへ申請してください。

※このe-Radによる申請手続きを行わないと本事業への申請ができませんので、ご注意ください。

(2) 提出書類の作成にあたって

平成21年度公募では、フェーズⅠへの申請のみ募集します。

提出書類は添付書類を含めてすべてA4版とし、左とじダブルクリップ留めして提出してください（ホッチキス留め、製本は行わないでください）。提出書類（正）は片面印刷で、提出書類（副）は両面印刷とし、添付書類を含めすべての書類に縦二穴パンチ穴をあけてください。

提出された書類、添付資料等は返却致しませんので予めご了承ください。

提出に必要な書類等は、NEDO技術開発機構ホームページの[\[公募情報\]](#)の当該事業ページからダウンロードできます。本事業においては、NEDO技術開発機構の「業務委託契約約款」に合意することが、委託先の要件になります。なお、「業務委託契約約款」が変更された場合は、最新のものを用います。「業務委託契約約款」の詳細につきましては、NEDO技術開発機構ホームページの[\[委託・補助手続き等\]](#)を参照願います。「業務委託契約約款」について疑義がある場合は、その内容を示す文書1部を添付してください。

1. 提出書類(正)

1部（片面印刷）

- ①申請用書類チェックリスト・申請書類受理票
- ②申請書〔表紙〕
- ③申請書〔要約〕
- ④申請書〔本文〕
- ⑤実施計画及び実施経費計画（別添1）
- ⑥業務管理者研究経歴書（別添2）
- ⑦主要開発者一覧（別添3）
- ⑧電子ファイル（CD-ROM）：②～⑦の電子データ
- ⑨e-Rad応募基本情報
- ⑩法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）
- ⑪直近の決算報告書

2. 提出書類(副) 上記②、③、④、⑤、⑦の写し

15部（両面印刷）

- ②申請書〔表紙〕
- ③申請書〔要約〕
- ④申請書〔本文〕
- ⑤実施計画及び実施経費計画（別添1）
- ⑦主要開発者一覧（別添3）

3. 提出書類を郵送で提出する場合

1部

- ・ 申請書類受理票の返送用封筒（連絡責任者の宛先明記、80円切手貼付）

<全体の注意事項>

- ※ 提出書類（副）では、提出書類（正）の②～⑦のうち、⑥は除いてください。
- ※ 提出書類（正）は片面印刷、提出書類（副）は両面印刷としてください。
- ※ 提出書類はすべてA4版とし、左とじ縦二穴パンチ穴をあけ、ダブルクリップ留めにして提出してください（ホッチキス留め、製本は行わないでください）。
- ※ ⑨はe-Radの申請手続きで印刷した応募基本情報を全ページ添付してください。

<複数機関で申請する場合の注意事項>

- ※ ①の申請者名は、代表となる機関の名前を記載してください。
- ※ ②、⑤、⑥及び⑨は、申請者及び全ての連名申請者について、機関毎に作成・提出してください。ただし、⑤は、「申請テーマ全体の計画」と「機関毎の計画」を作成・提出してください。
- ※ ⑩及び⑪は、申請者及び全ての連名申請者について、機関毎に提出してください。ただし、申請者及び全ての連名申請者のうち大学等は、提出不要です。

（３）提出書類の受理及び提出書類に不備があった場合

- ・ 提出書類を受理した場合は、申請書類受理票をお渡しします（郵送による提出の場合は、後日、郵送にてお送りします）。
- ・ 提出期限を過ぎた提出書類は受理できません。
- ・ 応募の要件を有しない者の提出書類、または不備がある提出書類は、【７．委託先の選定について】の資格審査で不採択となる場合があります。

【６．秘密の保持】

（１）提出物の管理

提出書類等は本事業の委託先選定のためにのみ用い、NEDO技術開発機構内で厳重に管理いたします。なお、取得した個人情報については、本事業の委託先選定にあたっての審査のために利用いたしますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）なお、審査の実施にあたり、提出書類の写しを審査委員に宅配便等により送付することがありますので、あらかじめご了承ください。

（２）応募情報の公表

採択された技術開発テーマについては、申請者の名称、申請テーマの名称をNEDO技術開発機構のホームページ等で公表します。不採択となった申請テーマについては、当該申請者に対してのみ、不採択理由とともに結果を通知します。ただし、他の助成機関等からの依頼・問合せ等に対して、その依頼・問合せが妥当と認められた場合は、使用目的を限ってその機関に申請者の企業名、事業の名称及び事業の概要等を知らせることがあります。

（３）個人情報について

- ・ 提出物等により取得した個人情報は審査及び審査に係る説明会等のご案内、資料送付等に利用します。
- ・ また、審査後の通知及び関係する説明会のご案内、資料送付等に利用します。
- ・ また、NEDO 技術開発機構が開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等のご案内、資料送付等に利用します。
- ・ ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます）。

【7. 委託先の選定について】

（1）審査方法

申請書に対して、外部の有識者による事前審査を行います。事前審査の過程で、必要に応じて資料の追加やプレゼンテーションの実施等をお願いする場合があります。プレゼンテーションを実施していただく場合の日時・場所等は、NEDO技術開発機構より、申請書に示された「連絡責任者」にご連絡いたします。

委託先は、NEDO技術開発機構内に設置した契約・助成審査委員会において、上述で実施した事前審査の結果を踏まえ、NEDO技術開発機構が定める基準等により審査を行い、最終的に決定します。なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには一切応じられないことになっていますので予めご了承ください。また、提出された申請書等は返却いたしません。

（2）審査基準

1）技術審査

- ① 実施する技術開発に新規性があり、解決すべき技術課題が明確に示されていること。
- ② 技術開発の目標が合理的な根拠のもと設定されており、事業化に向けて適切なものとなっていること。
- ③ 技術課題の解決方法が、実験データ、論文等の科学的根拠に基づき提案されており、予定期間内に技術課題が解決される可能性が高いこと。
- ④ 申請テーマが、競合技術・従来技術と比較して優位性・独自性が高いこと。
- ⑤ 申請テーマが、国民生活や社会経済に対する波及効果が大きいこと。
- ⑥ 実施計画、実施体制等が適切なものとなっており、費用対効果が高いこと。

2）事業化審査

- ① 事業化の基盤となる知財戦略等が十分に検討されていること。
- ② 想定するビジネスモデルは新規性があり、市場ニーズをふまえ、競合するビジネスと比較し優位性が高いこと。
- ③ 想定する事業化までの達成時期、事業化までのマイルストーン、ビジネスフォーメーションと役割分担が具体的に示されており、実現可能性が高いこと。

（3）委託先の決定及び通知

1）採択結果の公表等について

採択、不採択に拘らず、その結果を応募者に対して通知します。採択された案件名についてはNEDO技術開発機構のホームページ等で公表します。不採択となった案件については、当該申請者に対してのみ、不採択理由とともに結果を通知します。

2）事前審査委員の氏名の公表について

当該事前審査委員の氏名については、上記採択結果の公表時に併せて公表するものとします。

3）附帯条件

採択に当たって付帯条件がある場合（例：実施体制の見直し等）、通知文に明記することがあり

ます。

(4) スケジュール

平成21年4月27日(月)	公募開始
5月8日(金)	公募説明会&個別相談会(川崎)
5月11日(月)	個別相談会(川崎)
5月13日(水)	公募説明会&個別相談会(大阪)
5月15日(金)	公募説明会&個別相談会(東京)
6月8日(月)	公募締め切り
6月中旬～7月中旬(予定)	事前審査
7月下旬(予定)	契約・助成審査委員会
7月下旬(予定)	委託先決定
8月上旬以降	契約・研究開始

公募説明会への出席は応募の必須条件ではありませんが、応募を予定される方は可能な限り出席してください。出席にあたり、会場準備の都合上事前登録をお願いしています。事前登録は、NEDO 技術開発機構ホームページの [\[公募説明会参加申込\]](#) からお願いします。

(5) その他の留意事項

- ・ 委託期間終了後、追跡調査・評価にご協力頂く場合があります。
- ・ 特許等の取得状況及び事業化状況調査(バイドールフォローアップ調査)についても、ご協力を頂く場合があります。

【8. 問い合わせ先】

本事業の内容に関するお問い合わせは、6月4日(木)までに限り、下記まで平日10:00～12:00及び13:00～17:00の間にご連絡ください。但し、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

[連絡先]

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー 20階

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO技術開発機構)

研究開発推進部 技術革新・基盤技術G 河口(こうぐち)、市川(いちかわ) 薄井(うすい)

TEL: 044-520-5171、FAX: 044-520-5177

電子メール: venture@nedo.go.jp

【平成 2 1 年度参照資料：技術課題】

平成 2 1 年度「新エネルギーベンチャー技術革新事業」
技術分野、技術課題及び技術テーマ例一覧

申請書内の「技術分野」とは、以下[1]～[4]を指します。

未利用エネルギーの技術分野でご応募される方は、[4]に含まれます。

[1]太陽光発電

[2]バイオマス

[3]燃料電池・蓄電池

[4]風力発電その他未利用エネルギー

次頁以降、各技術分野における技術課題及び技術テーマ例を示します。

ただし、本公募事業で募集する技術テーマは、例示する技術テーマ例に限定したものではありません。

[1]太陽光発電

表題の技術分野にて、以下4つの観点に基づき設定した技術課題について、技術テーマを募集します。技術テーマ例を示しましたので、技術課題を選択する際に、ご参照ください。

【課題設定を行うにあたっての4つの観点】

1. 変換効率、信頼性、耐久性、利便性向上等性能改良に資する技術開発
2. 低コスト化、歩留まり向上、生産性向上等製造法の改良に資する技術開発
3. システムの長寿命化等、エネルギーコスト軽減に資する技術開発
4. その他太陽光発電の普及に資する技術開発

【技術課題及び技術テーマ例】

①太陽電池の材料（半導体、電極、基板等）及び製造方法に関する技術開発

- ・ 不純物の添加・除去や組成の制御方法及びその材料に関する技術開発
- ・ 太陽電池に適用可能な基板、絶縁膜、保護膜等に関する技術開発
- ・ 結晶成長法・薄膜形成法・ドーピング法・電極形成法等に関する技術開発
- ・ 安価なあるいは汎用材料への代替等に関する技術開発
- ・ 量産技術における自動化・高速化に関する技術開発

②太陽電池の素子構造及びそのプロセスに関する技術開発

- ・ タンデム構造、バンド構造等の設計・評価及び形成法に関する技術開発
- ・ 接合形成方法・不純物の拡散方法等に関する技術開発（化合物半導体の不純物制御方法等）
- ・ 素子信頼性向上技術（色素増感型太陽電池高信頼性封止技術等）

③太陽電池のモジュール化・システム化に関する技術開発

- ・ 製造プロセスの簡略化に関する新規モジュール設計技術の開発
- ・ 省スペースを実現する新規モジュール設計技術の開発
- ・ システム・コンポーネント・モジュールの監視と自己診断システムの開発

④太陽電池の周辺機器等、導入普及に関する技術開発

- ・ 各種検査・診断装置の開発（膜厚検査装置等）
- ・ 設備・装置の改良に関する技術開発（大電力CVD用高周波電源の高効率化等）
- ・ 高効率集光方法（周辺コンポーネント等）に関する技術開発
- ・ 適地測量（日射測量、発電量予測等）に関する技術開発
- ・ 太陽電池パネルの設置に関する技術開発（設置・洗浄・防汚方法等）
- ・ 集光変動に係る環境因子への対策技術開発（積雪等）

⑤その他太陽光発電の技術開発における革新的シーズを元にした技術開発

- ・ 他の新エネルギーとの組み合わせによる技術の開発
- ・ 蓄電池を除く、出力の平準化・平滑化に関する革新的技術開発

[2] バイオマス

表題の技術分野にて、以下4つの観点に基づき設定した技術課題について、技術テーマを募集します。技術テーマ例を示しましたので、技術課題を選択する際に、ご参照ください。

【課題設定を行うにあたっての4つの観点】

1. 効率向上、安全化・安定化、コスト削減に資する技術開発
2. 装置・システムのコンパクト化に資する技術開発
3. バイオマスによる気体・液体・固体燃料化、これを利用する場合の品質向上に資する技術開発
4. その他バイオマスエネルギーの普及に資する技術開発

【技術課題及び技術テーマ例】

① バイオマス原料の調達から前処理に関する技術開発

- ・ 間伐材・草本等バイオマスの収集・運搬システムの技術開発
- ・ セルラーゼのオンサイト生産技術等低コスト糖化技術に関する技術開発
- ・ バイオマスの低コスト原料調製（破碎・水熱プロセス・溶解等）の技術開発

② バイオマスのエネルギー転換に関する技術開発

- ・ 反応装置の改良や反応の制御・管理による反応の最適化・高効率化に関する技術開発
- ・ 高含水率バイオマスに対応した燃焼・乾燥プロセスに関する技術開発
- ・ 反応の効率化のための測定・分析に関する技術開発
- ・ 反応装置の低コスト化・小型化・メンテナンスフリー化に関する技術開発

③ 廃液・排ガス・廃残渣等の処理に関する技術開発

- ・ ガス中の環境物質（煤塵、NO_x、SO_x、ダイオキシン等）、腐食性物質の化学的・機械的除去等に関する技術開発
- ・ 廃残渣等の処理に関する技術開発（グリセリン利用等）
- ・ 低コストの廃液処理に関する技術開発

④ 発生したバイオ燃料の高品位燃料化に関する技術開発

- ・ 発生ガス、エタノール等の分離・濃縮に関する技術開発
- ・ 発生バイオガスの不純物等除去に関する技術開発
- ・ バイオマスペレット燃料に関する技術開発

⑤ バイオマスのサプライチェーン構築に関する技術開発

- ・ 液体燃料の貯蔵・輸送やバイオガス精製・供給を基本とした安定供給システムに関する技術開発（蓄熱輸送、ガス輸送等）
- ・ 熱エネルギーの中小需要向け発電、温水供給機器等に関する技術開発（小型バイオマスガスコジェネ）

⑥ その他バイオマスエネルギーの技術開発における革新的シーズを元にした技術開発

- ・ 他の新エネルギーとの組み合わせによる技術開発
- ・ 新たなバイオマス資源の創出とその利用に関する技術開発

[3]燃料電池・蓄電池

表題の技術分野にて、以下6つの観点に基づき設定した技術課題について、技術テーマを募集します。技術テーマ例を示しましたので、技術課題を選択する際に、ご参照ください。

【課題設定を行うにあたっての6つの観点】

1. 信頼性・耐久性向上に資する技術開発
2. コスト低減に資する技術開発
3. 効率向上、性能改良に資する技術開発
4. システムの小型軽量化に資する技術開発
5. 安全性に資する技術開発
6. その他燃料電池・蓄電池の普及に資する技術開発

【技術課題及び技術テーマ例】

①燃料電池のセル・スタック等構成要素に関する技術開発

- ・ 新規高伝導性電解質材料の技術開発（高温電解質膜等）
- ・ 小型化に適したセルスタック及びシステムに関する技術開発
- ・ 低コスト新規材料の開発

②燃料電池の水素エネルギー利用に関する技術開発

- ・ 水素等燃料の製造・貯蔵・輸送・利用に関する革新的技術開発

③燃料電池の計測・制御・シミュレーションに関する技術開発

- ・ 燃料電池の評価解析・計測装置に関する技術開発
- ・ 安全性評価シミュレーション技術の開発（水素ステーション等）

④燃料電池の周辺機器等に関する技術開発

- ・ マイクロ改質器、燃料カートリッジ、に関する技術開発
- ・ 低温廃熱の有効利用方法（給湯利用を除く）
- ・ 水素インフラ周辺機器に関する技術開発（バルブ、センサー、圧縮機等）

⑤現行の蓄電池の高性能化・低コスト化・安全性向上に関する技術開発

- ・ コスト低減に関する技術開発（電池構造、電極材料、量産技術等）
- ・ 高性能化等に資する添加剤に関する技術開発

⑥新規の蓄電池に関する技術開発

- ・ 単電池の大型化、組電池制御技術の開発
- ・ 高エネルギー密度の蓄電技術の開発

⑦蓄電池の周辺機器等に関する技術開発

- ・ DC/DC変換技術の開発
- ・ 状態検知（SOC（充電状態）等）に関する技術開発
- ・ 高効率のセルバランス技術の開発
- ・ リサイクル技術の開発

⑧その他燃料電池・蓄電池の技術開発における革新的シーズを元にした技術開発

- ・ 他の新エネルギーとの組み合わせによる技術の開発

[4]風力発電その他未利用エネルギー

表題の技術分野にて、以下5つの観点に基づき設定した技術課題について、技術テーマを募集します。技術テーマ例を示しましたので、技術課題を選択する際に、ご参照ください。

風力発電以外の技術分野でご提案いただく方は、⑤の技術課題を選択してください。

【課題設定を行うにあたっての5つの観点】

1. 低コスト化・高信頼性・高耐久性に資する技術開発
2. メンテナンス技術の向上に資する技術開発
3. 事故防止及び事故時の安全性向上に資する技術開発
4. 材料のリサイクル等環境保護に資する技術開発
5. その他風力エネルギー、未利用エネルギーの普及に資する技術開発

【技術課題及び具体的な技術テーマ】

①風力発電の材料、構造体に関する技術開発

- ・ 材料のリサイクル・リユースに関する技術開発
- ・ 複合材料等による新規材料の設計技術の開発
- ・ 日本の風況等環境に適した風車の技術開発
- ・ 防食・汚損防止技術の開発（新材料、塗装、表面処理、フィルタ等）

②風力発電の運転、制御・管理に関する技術開発

- ・ 出力変動及び荷重変動を抑制する制御技術の開発
- ・ コンディション・モニタリングシステム及びセンサの開発
- ・ 事故時の安全性向上に関わる技術の開発
- ・ 振動・騒音対策技術の開発
- ・ 風力発電設備の設置・施工・保守に関する技術開発

③風力発電の周辺機器等、導入普及に関する技術開発

- ・ 荷重予測技術の開発
- ・ 疲労寿命予測手法・評価法に関する技術開発
- ・ 災害の検知等に関する技術開発

④その他風力発電の技術開発における革新的シーズを元にした技術開発

- ・ 他の新エネルギーとの組み合わせによる技術の開発
- ・ 蓄電池を除く、出力の平準化・平滑化に資する革新的技術開発

⑤その他、未利用エネルギーの技術開発

- ・ 未活用熱源利用（雪氷熱利用、河川熱利用、都市排熱利用等）に関する革新的技術開発
- ・ 海洋エネルギー利用（波力発電、潮汐・潮流発電、海洋温度差発電等）に関する革新的技術開発
- ・ 地熱発電（地熱バイナリー発電、マイクロ地熱発電等）に関する革新的技術開発
- ・ その他、未利用エネルギーにおける革新的シーズを元にした技術開発